

議案第85号 交野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案書27P～30P

1. 条例改正の目的

道路占用に伴う占用料（道路占用料）については、道路法第39条の規定に基づき、道路管理者が条例で占用料の額及び徴収方法を定め、占用者から徴収を行っている。

令和5年4月1日付の道路法施行令の一部改正により、国における道路占用料の額の改正がされたことを踏まえ、本市においても現在の地価水準等を反映した道路占用料に改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

以下の2点について、条例別表の改正を行う。

- ①直近に行われた令和6年度の固定資産税評価額の評価替えを反映した各種道路占用物件における占用料の額を改正する。
- ②占用物件の種類に「郵便差出箱」を追加する。

3. 施行日

令和7年4月1日

経過措置 令和6年度までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

激変緩和措置 一部占用物件に係る令和7年度の占用料の額については、附則別表に定める額とする。

4. 道路占用料 新旧対照表

※着色部は、激変緩和の経過措置

占用物件	摘要	現行占用料（円）	令和7年度 占用料算定額（円）	令和8年度 占用料算定額（円）	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	2,350	2,380	2,380	
	第2種電柱	3,650	3,650	3,650	
	第3種電柱	4,950	4,930	4,930	
	第1種電話柱	2,130	2,130	2,130	
	第2種電話柱	3,440	3,400	3,400	
	第3種電話柱	4,750	4,670	4,670	
	その他の柱類	160	250	340	
	共架電線その他上空に設ける線類	21	22	22	
	地下電線その他地下に設ける線類	10	12	13	
	路上に設ける変圧器	1,610	1,840	2,080	
	地下に設ける変圧器	1,100	1,280	1,280	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	3,280	3,770	4,250	
	郵便差出箱		1,790	1,790	
その他のもの	3,280	3,770	4,250		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径 0.1m未満	110	130	130	
	外径0.1m以上 0.15m未満	170	200	200	
	外径0.15m以上 0.2m未満	220	260	260	
	外径0.2m以上 0.4m未満	440	510	510	
	外径0.4m以上 1.0m未満	1,100	1,280	1,280	
	外径1.0m以上	2,190	2,550	2,550	
	マンホールその他これに類するもの	2,190	1,280	1,280	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	4,290	3,230	3,230	
	地下に設ける通路	2,140	1,940	1,940	
	その他のもの	-	-	-	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板 （ア-子であるものを除く）	一時的に設けるもの	540	600	650
	その他のもの		6,430	6,450	6,450
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料・足場・仮囲		540	600	650	

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年12月定例会

	議案の 件名	議案第85号 交野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
道路占用料は道路法第39条の規定に基づき、道路管理者が条例で額および徴収方法を定め、占有者に対し、道路占用料の徴収を行うものである。		北河内6市では、以下の状況で改正済、もしくは改正予定である。 枚方市：令和3年4月1日改正、寝屋川市、門真市：令和4年4月1日改正 守口市、四條畷市、大東市：改正検討中					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
令和5年4月1日付の道路法施行令の一部改正により、国における道路占用料の額の改正がされたことを踏まえ、本市においても現在の地価水準等を反映した道路占用料に改正を行うもの。		令和7年度より約10百万円の道路占用料の増額が見込まれる。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和4年12月14日 道路法施行令の一部を改正する政令が公布（令和5年4月1日施行）		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	4. みんながつどい交流し、活力が生まれるまち			
			分野・方針	19. 道路・公共交通			
			施 策	1. 道路整備の充実			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		都市まちづくり部	道路河川課	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （新旧対照表等）			

交野市道路占用料徴収条例（昭和34年条例第11号）新旧対照表

新					旧				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占用物件		単位		占用料 (円)	占用物件		単位	占用料 (円)	
		数量	期間						
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本	1年	2,380	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき	2,350	
	第二種電柱			3,650		第二種電柱	1年	3,650	
	第三種電柱			4,930		第三種電柱		4,950	
	第一種電話柱			2,130		第一種電話柱		2,130	
	第二種電話柱			3,400		第二種電話柱		3,440	
	第三種電話柱			4,670		第三種電話柱		4,750	
	その他の柱類			340		その他の柱類		160	
	共架電線その他上空に設ける線類	1m	1年	22		共架電線その他上空に設ける線類	1mにつき 1年	21	
	地下電線その他地下に設ける線類			13		地下電線その他地下に設ける線類		10	
	路上に設ける変圧器	1個	1年	2,080		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,610	
地下に設ける変圧器	占用面積1m ²	1年	1,280	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき 1年	1,100			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	4,250	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	3,280			
郵便差出箱	1個	1年	1,790						

新				旧				
	その他のもの	占用面積 1m ²	1年	4,250		その他のもの	占用面積 1m ² につき 1年	3,280
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満	1m	1年	130	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満	1mにつき 1年	110
	外径が0.1m以上0.15m未満			200		外径が0.1m以上0.15m未満		170
	外径が0.15m以上0.2m未満			260		外径が0.15m以上0.2m未満		220
	外径が0.2m以上0.4m未満			510		外径が0.2m以上0.4m未満		440
	外径が0.4m以上1.0m未満			1,280		外径が0.4m以上1.0m未満		1,100
	外径が1.0m以上			2,550		外径が1.0m以上		2,190
	マンホールその他これに類するもの	占用面積 1m ²		1年		1,280	マンホールその他これに類するもの	占用面積 1m ² につき 1年
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積 1m ²	1年	3,230	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積 1m ² につき 1年	4,290
	地下に設ける通路			1,940		地下に設ける通路		2,140
	その他のもの			交野市行政財産使用料条例（平成16年条例第27号）第3条第1号の例によ		その他のもの		交野市行政財産使用料条例（平成16年条例第27号）第3条第

新						旧					
					り計算した額						1号の例により計算した額
道路法施行令(昭和27年を除く。)	看板(アーチ)	一時的に設けるもの	表示面積1m ²	1月	650	道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ)	一時的に設けるもの	表示面積1m ² につき1月	540	
政令第479号)第7条第1号に掲げる物件		その他のもの	表示面積1m ²	1年	6,450			その他のもの	表示面積1m ² につき1年	6,430	
道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1m ²	1月	650	道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1m ² につき1月	540	
備考 (略)						備考 (略)					